第8巻第5号<通巻42号>　平成10年9月30日発行

ISSN 0917-821X

緑の地球

42
Vol. 8 - 5

財団法人
国際緑化推進センター

IFF第2回会合、IPF提言の一部で合意

森林に関する政府間フォーラム（IFF）の第2回会合が、8月24日～9月4日、ジュネーブの欧州国連本部で開催され、約70カ国の代表ほか、関連国際機関、NGOなど多数が参加した。

今回の会合は、先に任務を終えた森林に関する政府間パネル（IPF）で決定された行動提案の実施促進策、モニタリングについて合意が見られた。IPFよりの懸案事項となっている貿易と環境、また森林条約など国際的な取り決め・メカニズムについては、先進国間でも意見が隔たり、持ち越した。

IPFの行動提案の実施促進策では、国家森林プログラムの作成・評価方法で合意。持続可能な森林経営の進捗状況のモニターについては、短期的な制度・政策面等における進捗状況のモニターと、5年、10年の長期的な基準・指標に基づく森林資源の変化状況のモニターに区分した。

貿易と持続可能な森林経営の調和策については、関税、補助金の削減・撤廃を求める木材輸出国側（途上国および先進国一部）と、「持続可能な森林経営より生産された木材を貿易の対象とする理念は重要で、林産物の関税はすでに低く、貿易障害とならない。補助金は必要」とする消費国側（わが国やEU、韓国等）が対立、報告書が未合意となった。

国際機関、関連条約の役割・活動等については、相互の役割の隙間や重複を、基準・指標も含めて次回までに再分析することになった。国連食糧農業機関（FAO）、国際熱帯木材機関（ITTO）等、8国際機関による非公式タスク・フォース（ITFF）の活動をさらに協調させ、森林関係の国際機関、諸条約等の活動に関する一覧表の作成をITFFに要請した。

森林条約などの検討については、既存の取り決め・メカニズム、基準・指標プロセスや、NGO・民間セクターの活動に関する包括的な分析を事務局が次回までに実施することとなった。森林条約に考えられる要素・内容の特定に関しては、次回へ検討を送った。

IFF第3回会合は来年5月3日～14日に欧州国連本部で、第4回会合は2000年2月に開催の予定。

林野庁の概算要求、国際林業協力関連は11億4千万円

林野庁は8月末に平成11年度予算の概算要求を発表した。前年度に対して全体で6・3%アップを要求した5006億円の内、4100億円を地球温暖化対策と位置付けている。しかし、国際林業協力関連は、国際機関に対する供出金（農林水産省経済局計上）も含めて11億4200万円で、前年度比5%減少した。10年度予算で8億400万円あったODAが10%減の7億2900万円に減少したため。

新規の事業としては、「熱帯林放棄バイオマス再資源化支援事業」と「アジア地域持続可能な森林経営実証支援計画」を上げている。

熱帯林放棄バイオマス再資源化支援事業は、熱帯林の木材生産現場で生じる林地残材や工場廃材を再資源化して有効利用しようとするもの。未利用で放棄されている廃材は、東南アジア地域においては、製品生産量の2～3倍にもなるとみられている。これらの活用が、熱帯林の過剰な伐採を軽減し、持続可能な森林経営の推進、地球温暖化防止に寄与すると考えられる。このため、熱帯アジア、オセアニアを対象にわが国の技術の現地適応化を調査し、新たな用途開発、事業化可能性を探り、その結果の普及・定着を行う。期間は5年間で、実施主体は国際緑化推進センター。11年度の予算として4000万円を要求している。

アジア地域持続可能な森林経営実証支援計画は、森林に関する政府間パネル（IPF）の行動提案に基づいてFAOが実施するプロジェクト支援のために、7900万円を拠出するもの。

COP4に向けた非公式閣僚級会合、東京で開催

去る9月17、18日に、東京において、気候変動枠組条約に関する非公式の閣僚級会合が開かれ、わが国を含む22カ国と、ECなどが参加した。プレスコット英国副首相、アイゼンシュタット米国国務次官、アルガイ・アルゼンチン環境大臣ほか、主要国の閣僚レベルが揃った。わが国からは、高村外務大臣、真鍋環境庁長官らが出席した。

この会合は、今年11月にアルゼンチンで開かれる第4回気候変動枠組条約締約国会議（COP4）に向けた最初の閣僚級会合で、「気候変動問題取組における諸問題」「COP4へ向けての展望」という二つの議題で議論が交わされた。

気候変動問題取組における諸問題では、各国が自国における取組と国際協力の現状について報告し、予算措置や法的制度の整備が進んでいることが明らかになった。

京都議定書によって2000年をめどに導入が決まっているものの、具体的制度を巡り対立が続いている、クリーン開発メカニズム（CDM）、共同実施、排出権については、各国の主張に大きな変化はなかったが、CDMが、途上国と先進国と双方に利益があり、両者の「かけ橋」になると期待する声が高かった。この3措置は、同時進行的に検討していく必要があると認識された。

焦点の排出権取引については、自由な取引制度の確立を主張する米、豪、わが国などと、取引量に制限を設けるべきとするEU諸国と従来どおりの対立がみられた。COP4に向けた議論では、この会議を「国際社会が温暖化対策を進めるに当たっての方向を定める重要な会議」と位置づけ、成果を上げるためには、綿密なタイムスケジュールと行動計画が必要との認識で一致した。

JICAがアマゾン森林研究計画プロジェクトIIを開始

国際協力事業団（JICA）が、ブラジル・アマゾン森林研究計画プロジェクト第2フェーズを開始した。ブラジルのアマゾン地域は、世界でも有数の森林資源の宝庫。しかし、1960年代から急速に森林破壊が進み、88年には森林面積の1割にも達した。ブラジル政府は、89年から森林管理規制に乗り出し、その後、破壊の速度は減少したものの荒廃地の回復と持続可能な森林管理技術は確立されていない。

このためブラジル政府は、アマゾン地域の熱帯雨林について、環境保全と持続可能な森林管理のモデルを確立することを目的に、わが国に技術協力を求めてきた。

わが国は、95年6月から3カ年計画で技術協力フェーズIを実施、今年5月までに本格的研究の基盤を整備した。しかし、実際のアマゾン荒廃地回復に関する研究課題は残されたままであるところから、引き続きの要請に応えたもの。

第2フェーズの目的は、荒廃地回復に関する基礎データの収集と解析を行い、荒廃地回復につながる技術の確立を目指す。具体的には、森林型の分布様式、天然林の動態、立地特性などの特性を明らかにし、管理技術を開発する。

現場は、第1フェーズと同じのマナオス（ブラジリア北西2000キロ）。相手国の機関は、国立アマゾン研究所で、わが国の協力機関は林野庁と森林総合研究所。期間は、本年10月から5年間。専門家4名を派遣、毎年2名の研修生を受け入れ、必要器材も供与する。

●目次●

国際緑化ニュース……1
特集＜特定非営利活動促進法（NPO法）と緑のNGO＞…3
トピックス……6
プロジェクト追跡……7
＜国際協力事業団：ネパール村落振興森林保全計画＞
ワールドレポート……9
＜パプア・ニューギニア：持続可能な森林経営を指向する＞
Green Earth講座……11
＜熱帯地域での森林火災とリモートセンシング＞
センターの活動／その他の情報／基金へのご協力……13
熱帯早生樹造林木の利用可能性についての報告会のお知らせ……14

表紙写真：ネパール国ポカラ市周辺の山村の景色。山頂近くまで耕作され、森林はほとんどない　＜写真提供／国際緑化推進センター＞

特集

特定非営利活動促進法（NPO法）と緑のNGO

特定非営利活動促進法（NPO法）が本年3月に国会で成立した。

これまでは、市民ボランティア団体などが営利を目的としない活動を内容としていても、公益法人としての法人格を取得するには厳しい条件があり、手続も煩雑で容易ではなかった。この法律は、特定の目的で活動している非営利団体（NPO）に対して手続を簡略化し、非常に緩やかな条件で法人格を与える途を開いたものだ。

今回成立したNPO法は、特定した活動内容の制限や寄付行為に対する優遇措置について課題を残した面もあるが、これまで先進諸国に対して著しく遅れていたNPOの社会制度整備が一歩前進したことは確かである。

NPO法は3月25日の公布後、6月には政令、総理府令が公布され、各県の条例化も進んでおり、12月1日から施行されることになっている。

海外で植林等、森林保全、砂漠化防止などの協力活動を行う団体も、「環境保全を図る活動」「国際協力の活動」の少なくとも2点から、特定非営利活動と認められ、法人格を取得できるようになる。

そこで本誌では、NPO法の概略を紹介すると同時に、海外で緑化活動などを展開しかつ法人格をもたないいくつかのNGOに対して簡単なアンケートを実施したので、その結果をご報告したい。

●アンケート結果●

過半数のNGOが法人格取得を考慮

アンケートは16団体に送付し、そのうち11団体から回答を得た。回答率は、68・6％。取材の関係からきわめて短時間に回答を求めたため、時間をかければ、回答率はもっと高かったと思われる。

まず、「NPO法を知っていますか」の設問では、「内容までよく知っている」と答えたNGOが6団体、「細かな内容はわかからないが、施行されるのは知っている」と答えたNGOが5団体で、「知らない」という回答は、ゼロであった。

ついで、法人格を取得する意向についての設問では、「施行後すぐにも取得したい」が2団体、「様子をみて取得したい」が4団体、「当面取得するつもりはない」が5団体で、半数以上の団体が取得したい意向を持っていることがわかった。

ちなみに栃木県が昨年11月～12月に実施した県内で活動する1000の非営利団体に対してのアンケートでは、回答率68・1％で、NPO法について「全く知らない」と答えた回答が34・2％に達し、「知っている」と回答した団体は36・4％、「内容を知っている」と答えた団体はわずか7・3％、法人格を「取得したい」と答えた団体は14・8％に止まる結果であった。法案継続審議中で、アンケート対象が国内の福祉活動をする団体などが多かったようだが、関心はいまいちであった。時期的なこともあろうが、今回の調査では高い意識が見られた。

取得のメリットは、「社会的認知」「活動がしやすくなる」

法人格の取得の意向のある回答に対して、その理由を「社会的に認められる」「活動がしやすくなる」「収益事業ができるようになる」「人材が得やすくなる」「行政の支援が期待できる」「その他」と挙げ、複数を可として回答を求めた。

その結果、「社会的に認められる」「活動がしやすくなる」が、それぞれ3回答、「収益事業ができるようになる」「行政の支援が期待できる」が、それぞれ1回答であった。

「当面、取得するつもりはない」の回答について、その理由を「法人化のための資格を満たしていない」「設立の手続が面倒そうだ」「法人化した後、定期的な書類の提出など煩雑な義務が増える」「行政側とは一線を画した存在でありたい」「その他」の複数回答を求めた。

その結果、「法人化した後、定期的な書類の提出など煩雑な義務が増える」が全部の5回答、「設立の手続が面倒そうだ」が3回答、「行政側とは一線を画した存在でありたい」が1回答であった。

事務煩雑を嫌う回答の背景には、これまでのお役所との付き合いで、細微にわたる書類作成を要求された経験があり、そのための事務量の増大、ひいては人材確保の必要性に困惑している面もあるようだ。

税制創設を求める強い声

アンケートでは、「NPO税制」「行政との連携に関する要望」「その他上記以外の意見」について、記入式の回答を求めた。

「NPO税制」に関しては、9つの回答があった。「税制面での優遇措置がなければ、この法律のメリットはないに等しい。早急な優遇税制の創設を求める」「税制優遇がなければ、この法律はデメリットばかりだ」とする強い調子がほとんどを占め、とくに寄付行為に関する免税措置について7回答が言及、早期の導入を求めている。この点では、ほとんどのNPOが不満を持っていることがわかった。また、「専門家がグループに必要となるような難解な税制は困る。解りやすい税制であって欲しい」という意見もあった。半面、「とくに急ぐことはない。実績を重ね、その後、準備を進めればよい」という少数意見もあった。

行政に対しての警戒感も

「行政との連携に関する要望」についても10回答があった。

そのうち4回答は、「今の自由がなくなるようなら行政と連携するのも…」「実態調査がNPOの管理につながるようなら、止めて欲しい」「法人格取得が助成の条件になりそうで、官の支配、コントロールが懸念される」など、行政に対する強い警戒感を表わしている。

一方、「活動拠点の提供、情報のPRなど」を希望。行政とNGOがそれぞれの長所を活かし、緊張関係を維持しながら協力し合うことを期待する」「連携は必要。とくに行政は条件整備に力を入れ、側面より支援して欲しい」「行政と市民が一体となって活動してこそ、真の意味で社会活動となると思う」「ぜひ連携をとって行きたい」「人材、技術、資金、計画の策定・実施、調査などの面で、行政と積極的にパートナーシップを築いていくことは望ましい」と、なんらかの形で行政との連携を強めたいとの回答が半数に上った。

その他、自由に意見を求めた回答欄には、税制措置への要求をさらに強調、補足した2回答があった。

●NPO法の概略

法律の目的

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としている。

法人格取得のメリット

法律行為の主体として、法人名で契約ができる。不動産の登記や銀行口座の開設もできる。

法人格を取得できる条件

・「特定非営利活動」を行うことを主たる目的とすること。営利を目的としないものであること。

・次の活動内容であること

①保健、医療又は福祉の増進を図る活動　②社会教育の推進を図る活動　③まちづくりの推進を図る活動　④文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動　⑤環境の保全を図る活動　⑥災害救援活動　⑦地域安全活動　⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動　⑨国際協力の活動　⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動　⑪子どもの健全育成を図る活動　⑫前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

・不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること。

＊注：上記の活動に宗教、政治活動の制限がある。

組織の要件

社員（会員）が10人以上／社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと／役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること／暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でない

こと

法人格の取得

○設立の手続：特定非営利活動法人は、所轄庁の設立の認証を受け、登記することで成立する。（所轄庁とは、事務所が所在する都道府県の知事。ただし、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについては、経済企画庁長官）

○認証までの期間：公告・縦覧の期間（2カ月間）を経過した日から2カ月間以内（合計4カ月間）。ただし、法律施行後6月以内の申請については、施行日から10カ月以内）

設立のための必要申請書類

定款、役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿、設立趣意書・議事録、設立者名簿、財産目録、事業計画書、収支予算書等

法人の管理・運営

○原則：特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行ってはならない。（特定の政党のために利用してはならない）

○役員：理事3人以上、監事1人以上（禁治産者、暴対法等の刑を執行され2年を経過しない者は役員になれない。また役員の親族では、役員総数が6名以上で1名の制限がある）

収益事業

特定非営利活動法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その収益を特定非営利活動事業に充てるため、収益事業を行うことができる。ただし、収益事業に関する会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理すること。

＊注：収益事業が認められる33業種：物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業等、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業

会計について

収支及び支出は、予算に基づいて行うこと／会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること／財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示すること

情報公開と年次報告

特定非営利活動法人は、次の書類を主たる事務所に備え置き、これらの書類を、社員その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければならない。

○閲覧書類：定款、認証・登記に関する書類の写し、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、役員名簿、役員名簿に記載された者のうち前年において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

○年次報告：特定非営利活動法人は、毎年1回、上記の書類（定款、認証・登記に関する書類の写しについては、変更があったものに限る）を所轄庁に提出しなければならない。また、所轄庁は、これらの書類を閲覧させなければならない。

法人運営の適正さの確保のための措置

○所轄庁は、法令違反等一定の場合に、特定非営利活動法人に対し、報告徴収、検査、改善命令、設立認証の取消しをすることができる。

＊違反した場合、罰則規定あり。

税制上の特典

特定非営利活動法人に対する税制上の扱いは、公益法人の「人格のない社団等」並み。

○国税：法人税は、収益事業（前記33業種）から生じた所得に対しては課税されるが、それ以外の所得については非課税。

・法人税率

年間所得800万円以下　25・0％

年間所得800万円超　34・5％

○地方税：

ア・道府県民税、市町村民税

・均等割は、課税

・均等割の標準税率

道府県民税　2万円（定額）

市町村民税　5万円（定額）

・法人税割は、収益事業から生じた所得に対して課税

・法人税割の標準税率

道府県民税　法人税額の5・0％

市町村民税　法人税額の12・3％

イ・事業税（道府県税）

・事業税は、収益事業から生じた所得に対して課税

・事業税の標準税率

年間所得400万円以下　5・6％

年間所得400万円超～800万円以下　8・4％

年間所得400万円超　11・0％

特定非営利活動法人に対して寄附した者に関する税制

普通法人が寄付した場合には、一般寄附金の範囲内で所得から控除できる

個人が寄附した場合は、寄附金控除制度はない

施行期日　平成10年12月1日

（編集部注）

＊この概略を作成するに当たっては、経済企画庁の資料「特定非営利活動促進法のあらまし」を参考にしました。

＊地方税の税率については、都道府県において差違があるとみられます。

国土緑化推進機構が、公募事業の海外関連36件に助成

（社）国土緑化推進機構では、「緑の募金」活動での募金と「緑と水の森林基金」の運用益の一部を、緑のボランティアに対する支援の助成金として活用しているが、10年度の公募に対する助成先を、去る8月中旬の理事会、総会で決定し公表した。

それによると、直接的な事業の支援を目的とした緑の募金事業が103件、ソフト的な事業支援を目的とした森林基金公募事業が80件で、金額的には、緑の募金事業が1億800万円、森林基金公募事業が1億2100万円となった。これらの事業への助成額は、1件当たり300万円の上限枠の範囲で決められた。そのほか、同機構が直接行なう事業に募金からの7500万円が計上された。

このうち、国際緑化、国際交流関連は、募金事業での国際緑化推進センター経由のものが30件、森林基金事業が6件、同機構の直接事業が4件となった。

緑の募金は、平成9年度が募金額21億円に達し、10年度は、春の募金だけで20億円を上回り、秋の活動によって30億円を目指している。

一方、平成元年にスタートした緑と水の森林基金は180億円に達し、10年度の運用益は約5億円が見込まれている。

NPO法による法人格取得の説明会が全国6カ所で

経済企画庁では、ボランティア団体をはじめ民間の非営利団体が簡単に法人格をとれるようになった「特定非営利活動促進法」（NPO法・本誌3頁からの特集で紹介）が12月1日から施行されるに当たって、申請の要件、方法などを分かりやすく説明する説明会を、10月～11月にかけて、全国6カ所で開く。

経済企画庁は、2以上の都道府県に事務所を設置している団体の所轄庁であるため、内容としては、その対象となる団体向けだが、誰でも参加できるところから、都道府県知事が所轄になる場合でも参考になると思われる。（参加費無料）

開催日および場所は左記の通り。

問い合わせ先は、経済企画庁国民生活局余暇・市民活動室（電話03・3581・9308）

◆開催地・日時

○仙台市：10月18日・仙台市情報・産業プラザ

○名古屋市：10月24日・丸栄カーネーションホール

○福岡市：10月31日・クローバープラザ

○東京都：11月7日・日本教育会館（一橋ホール）

○岡山市：11月14日・岡山総合福祉会館

○大阪市：11月21日・大阪府中小企業文化会館

★時間は、いずれも13時30分～16時30分

地球環境市民大学校の人気講座は？

「明日の環境NGOを育てる」として環境事業団が9年度から開始した「地球環境市民大学校」では、NGOスタッフ向けの講座のほか、市民向け研修、海外派遣研修などを行ない、幅広く環境NGOの人材発掘に努めている。講師は、NGOのベテランスタッフや大学の先生たち。

中心になっている講座はやはりNGOスタッフ向けで、10年度は、国際協力、PCM、プロジェクト評価入門、組織マネジメント、初級会計、資金調達、NPO法、ホームページつくり、チラシつくりなどの講座を組んでいる。

なかでも人気が高いのは、NPO法講座や資金調達講座。直接的に組織運営に役立つからだ。

講座は、土曜、日曜、祭日、平日の夜間に開かれるので、内容によっては、NGO以外のサラリーマンの参加も多い。国際協力講座などは、定員をオーバーすることもあるとか。

☆プロジェクト追跡☆

国際協力事業団

ネパール村落振興森林保全計画

現地NGOの参画で住民主体を推進

ネパール村落振興森林保全計画は、国際協力事業団（JICA）がネパール王国政府（HMG）の森林土壌保全省土壌保全流域管理局をカウンターパート機関として、1994年7月に開始したプロジェクト方式技術協力です。ネパール山間部のカスキ郡とパルバット郡の10サイト13の村で活動を行っています。

5年目を迎えた今、活動の概略とともに現状の課題、さらにネパールにおけるNGOの実状について、私見を交えて報告します。

プロジェクトの概要

当プロジェクトは、「村落振興を通じた森林保全、流域管理」を目標として、JICA開発調査の「西部山間部総合流域管理計画」と青年海外協力隊（JOCV）の「緑の推進協力プロジェクト」と3スキームを組み合わせた協力活動です。特徴として、ネパール政府のみならず現地NGOを活動の一員として組み込んでいること、その手法も、ジェンダー（性別）分野として「開発と女性」（WID＝Women in Development）や非優遇グループに配慮した実施手法、住民のエンパワーメント（力をつけること）を考慮し、住民参加、住民主体のアプローチを遵守している点が挙げられます。

NGO参画のメリット

活動におけるNGO参画のメリットはいろいろあるでしょうが、もっとも重要なものとして、「柔軟な活動体制の確保」「草の根活動の推進」「ジェンダー、住民主体・参加の普及」の3点を挙げたいと思います。

的確な住民参加、住民主体のアプローチを行うには、プロジェクトを実施する側において、住民の要望や地域のニーズの背景などを詳細に理解していることが必要条件です。しかし、外国語を話す程のネパール人は、同国人であっても現地住民のことをよく理解していないことが往々にして見うけられます。そこには「役人など偉い人は口先で人を指図し、下々はこれに従う」という意識があります。しかし、森林などの村落資源を長期にわたって保全していく場合、その担い手である住民が受け身では、実行は不可能です。

当プロジェクトでは、現在、10人のNGO現地職員が、日本人協力隊員とともに村落内に定住し、住民と生活を共にすることで、村落経済などの基礎条件や真の開発ニーズの把握に努めています。

山間部一般に見られる棚田の稲作風景

通常のODAプロジェクトならば、前述の役割はカウンターパートの政府職員が行うのではと考えられるでしょうが、ネパールでは政府職員は当プロジェクト以外に経常の行政サービスを兼任しており、村落に住み込んで活動に専念することなどは事実上、不可能なのです。プロジェクト業務に関わる人員や出張旅費など、人事・予算上の制約という難しい問題を抱えています。

これに対して、NGOはプロジェクトに専念するスタッフを派遣することができるし、予算の執行も比較的柔軟です。また、NGOが組織内に入ることで、保守的な考え方に囚われない自由な雰囲気を醸成し、政府の職員も積極的に現地に目を向けて仕事をするようになるなど、スタッフ間に良い意味での競争意識が芽生えてきています。

次に、「住民参加」とか「ジェンダー配慮」などの概念は住民にとって新しい概念である上、今までお偉いさんがやっていたことを住民自身の負担で行うようにすることです。援助慣れし、またこれまでの男女の役割分担を当然なものとして受けとめてきた人々には、スムーズに理解してもらうのが難しい考え方です。

プロジェクトではこうした概念を導入しつつ、試行錯誤をくり返しながら、今年6月末までに500近い事業を実施してきました。その際、常に日本人スタッフとともに、プロジェクトの概念を理解しているネパール人のNGOスタッフが傍らにいて、時には彼らが直接住民に説明することの意義は大きく、心強いものでした。外国人からの説明では、「聴くには聴くが所詮よそのもの」になりがちだからです。

バルバット郡クスマ市よりプロジェクト地区を望む

家畜の飼料を運ぶ村の女性と子供たち

現地NGOの問題点

ネパール国内には、政府公認、非公認合わせて数千ものNGOが存在すると言われています。なぜこのように多いかといえば、1990年代初頭に行われた行政改革により公務員のポストが大幅に整理された際にリストラの対象になった者や、学卒者で政府に雇用されないでいる者などが、新たにNGOを設立したり、籍を置いていることなどが理由にあります。また、ネパールに対しては海外に多くのドナーが存在し、開発のパートナーとして現地NGOの需要があることにもよります。

これらNGOはそれ故、「まず活動理念ありき」ではなく、「生業」としての活動方針はドナーの意向次第という場合が多いようです。また、多くのNGOは零細で、運営基盤が脆弱です。スタッフも、活動に応じた能力や経験のある者を擁している場合は希でしょう。

NGOが充実した活動を営むためには、活動方針の明確化は当然ながら、財政基盤の確立が重要になります。せっかく組織の基本方針を立ててもドナーが見つからなかったり、ドナーによって方針が容易に変わるようでは、スタッフのやる気は削がれ、より条件の良い職場に転じてしまいます。これでは、プロジェクトで行う研修などのサポートは、単に個人に与えられるものとなり、組織の強化には結び付きません。

プロジェクトでは当初二つのNGOと活動を共にしましたが、現在はボカラ市に活動拠点を置くTOLI（チーム組織化地方協会）の一つだけです。このTOLIも、当初は多くのネパールNGOと同じようなものであったようですが、プロジェクト開始からずっと活動を続け、現在では自らの研修の実施や、組織体制、活動方針の確立などに積極的に取り組むようになりました。個々のスタッフの質も向上して、活動の中核を担う者も出てきており、プロジェクト運営の方向付けにも大きな関心を示すようになっています。

「草の根活動の推進」という点で、プロジェクトにおける一定の成果と言えるでしょう。

終わりに

ネパールの森林等の村落資源の保全のために、草の根レベルの活動を状況に応じて柔軟に実施できる現地NGOの活躍の場は広いと言えます。にもかかわらず、輝かしい活動実績や有能なスタッフを抱えるNGOはまだネパールには数える程度です。援助慣れなどに甘んじているNGOが多いのではないでしょうか。

世界経済の現状を鑑みると、従来のドナーである日本や諸外国の援助状況は厳しくなる傾向にあると言って良いでしょう。今後、ドナーに良きパートナーとして承認され、生き残れるNGOは、しっかりとした基本方針を持ち、持続的に活動を行う組織に淘汰されてくるでしょう。

文・写真＝飯島康夫（JICA同プロジェクト専門家）

ワールドレポート

●パプア・ニューギニア●
持続可能な森林経営を指向する

京都大学名誉教授
野口昌巳

パプア・ニューギニア

1975年にオーストラリアから独立したパプア・ニューギニア（PNG）は、国家元首として英女王エリザベス二世を戴く。英国から派遣された総督の下に一院制の国会があり、その国会が首相を選出する。

そろそろ人々の記憶から薄れかけているが、本年7月17日に北西部海岸が巨大津波に襲われたといえば、その所在がわかってもらえるかもしれない。インドネシアの東方、オーストラリア・クイーンズランド州の北方に位置するPNGは、世界で二番目に大きいニューギニア島の東半分、ニューブリテン島、ブーゲンビル島などから成る島国であり、南太平洋諸国の中では最大の人口約400万を有する。島国で地震が頻発し火山の噴火もあるところなど、わが国に似ている。

わが国から直線距離にして約5000キロであるからハワイより近い。昨年7月、首都ポートモレスビーと関西空港が、週1便ではあるがニューギニア航空の直行便で結ばれたが、採算が合わず半年余りで撤退してしまったので、わが国からPNGへ行くにはオーストラリア経由が便利である。

太平洋戦争の激戦地であったPNGを訪れる墓参団も最近は減少し、「最後の秘境」や「蝶と蘭の宝庫」などをキャッチフレーズとするツアーも見られるようになったが、治安やホテル事情などのため、快適な旅は望めない。

木登りカンガルー

森林と林業

PNGの国土面積は約4700万ヘクタールであり、森林面積は国土面積の78%弱に当たる約3600万ヘクタールである。地形が海岸から標高4500メートルを超えるウィルヘルム山にまで及び、森林は熱帯低地多雨林、熱帯下部山地林、熱帯上部山地林という垂直分布になっている。

首都ポートモレスビーはサバンナ地帯にあるが、PNG第二の町レイの年間降水量は5000～6000ミリで、わが国の屋久島に相当する。オーストラリアからわが国へ向かう航空機から見下ろすと、首都周辺を除き、PNGのほぼ全域が緑に覆われていることが確認できる。

インドネシア領カリマンタンとスラウェシの間を通るウォーレス線（東洋区とオーストラリア区との生物分布境界線）の東側にあるPNGには猛獣は生息せず、キノボリカンガルーなどの有袋類が見られ、フタバガキ科の植物はあまりなく、東南アジアとは異なる動植物相を形成してきた。

自生する樹木約2000種のうち有用樹種は100種余りあるが、外来樹種を含めても主要造林樹種は、*Eucalyptus grandis*, *Araucaria cunninghamii*, *Acacia mangium*, *Pinus oocarpa*など10数種に過ぎない。

ウェワクにある戦没者慰霊碑

産業の対象になる樹木のヘクタール当たりの蓄積は東南アジアの森林より少ないという特徴はあるが、PNGは量的には豊富な森林資源に恵まれている。熱帯林保全に対する関心の高まりという世界的趨勢の中で、政府は森林を再生産可能な有用資源と位置付け、適正な伐採ならびに積極的な植林の推進により持続可能な森林経営を図ろうとしている。

PNGの森林行政の最高機関である森林公社（1993年の行政改革により、それまでの森林省は森林公社に改編された）は、森林面積の42%に相当する1500万ヘクタールを開発可能林として認めている。そのうち1428万ヘクタールは天然林のままであるが、72万ヘクタールはすでに商業伐採が行われた。目下のところ、永続的に可能な伐採量は年間300万立方メートルとされている。

工業が発達していないPNGにおいては、木材は輸出総額の約20%を占め鉱物原油に次いで第2位にあり、林業は国民生活を維持するための主要輸出産業である。木材工業の未発達のために、95%以上が丸太での輸出となっている。林木の伐採には政府の認可が必要であるが、搬出が容易なところに伐木が集中しやすく、これが森林の荒廃につながりかねない。面白いのは、国内における木材の取引価格は樹種を問わず均一だということである。

植民地支配を受けた周囲の国々とは異なり、PNGでは部族の伝統的土地所有権が近代社会でもそのまま認められ、部族共同体が大部分の土地を所有している。これらは慣習所有地と呼ばれ、国土の95%を占める。国有地は、道路を含めても国土面積のわずか3%しかなく、ほかの熱帯諸国と異なり国公有林は皆無に近い。

JICA専門家による土壌調査指導（写真提供＝清野嘉之氏）

わが国の協力

PNG政府は1993年に全国森林開発指針を作成し、翌年3月から施行した。現在のPNGは独力で森林林業を整備開発することはできないので、これに先立ち、わが国やオーストラリアの資金および技術協力を受けている。

PNG政府は1986年2月、わが国に対し、無償資金協力による森林研究所の設立、森林資源の育成および有効利用を図る上で必要な森林資源の調査、保護、造林、有用樹種の利用に関する研究のためのプロジェクト方式技術協力を要請してきた。この要請に応えて、国際協力事業団（JICA）は森林研究所を建設して1989年3月に供与し、創成期にある森林研究所の研究態勢の基礎作りに協力する森林研究計画を1989年4月から1994年3月まで実施した。さらに協力の継続が要請され、持続可能な森林経営の確立を目的とする同計画フェーズIIが開始されて、現在その4年目半ばにさしかかっている。

具体的には、展示林において保育施行による収量の増加や伐期の短縮を森林所有者に理解させる啓蒙運動、採種園を造成しチークやバルサなどの主要造林樹種の種子や苗木を近隣住民に無料提供すること、主要造林樹種の挿し木および接ぎ木による無性繁殖技術の教育、PNGに欠けていた植林の基本になる土壌調査、原生林の商業伐採が土壌、森林形態、生物量などに及ぼす影響の調査などの指導が行われている。

PNGには、わが国から派遣された約50名の青年海外協力隊員がいるが、10名ほどが森林経営、キノコ栽培、木工などの分野で活動している。また、わが国の製紙会社や商社が、アカシアマンギウムやカメレレ（*Eucalyptus degulupta*）などの模範的な大規模植林を行い、国土の緑化に貢献している。

PNG政府は、今世紀中に原木の輸出を禁止する意向を示しているが、外国に売れるような製材品などを生産できる技術水準を確保することが今後要求されよう。

（前JICAパプア・ニューギニア森林研究計画IIリーダー）

熱帯地域での森林火災とリモートセンシング

森林総合研究所海外森林環境変動研究チーム　沢田治雄

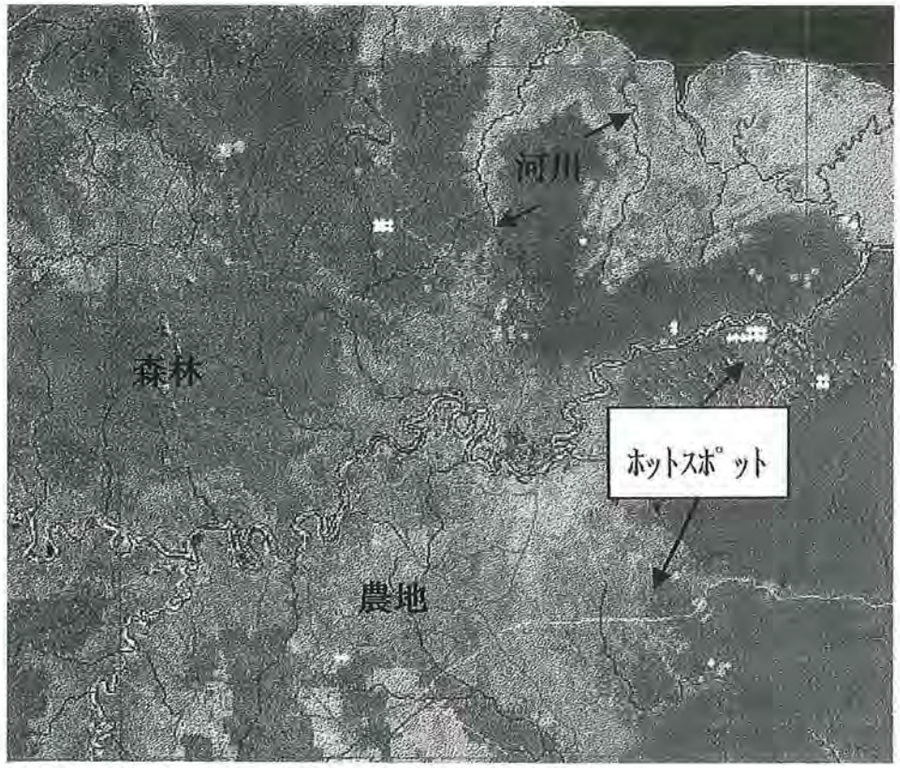

図1：ランドサット衛星地図と火災地点（ホットスポット）の重ね合わせ

1996年春のモンゴル大火災に続いて、昨年から今年はじめにはインドネシアやマレーシア・サバ州などで山火事が発生し、世界的に大きな関心を集めた。モンゴルの森林計画策定対象地では航空写真を再度撮影して森林調査を行ったが、大規模森林火災の全体像を捕らえるのは衛星リモートセンシングに期待されることになる（表1）。

宇宙からのリモートセンシングは広域を画像で捕らえることで、火災の状況、火災の影響、またその回復過程まで一貫した観測情報を与えるものである。火災地点の把握には気象衛星ノアの熱観測データがよく使われ、火災跡地の様子は、ランドサットやスポットなど高分解能衛星の可視・近赤外画像が使われている。これらの衛星データを併用することで、広範囲を高精度にカバーでき、個々の火災の詳細な分析のみならず広域での定期的なモニタリングを可能にしている。いわゆる多段観測システムである。

ノア衛星の利用

ノア衛星の観測装置（センサー）は可視と近赤外のチャンネルに加えて、3つの熱観測チャンネルを持つ。衛星直下の分解能は約1キロメートルであるが、地上に受信局がない場合は、通常衛星上で4キロバイト単位にデータを編集しておいて、ノアの地上局へ後でまとめてデータ送信している。この4キロバイト単位のデータは大陸規模で植生状況を把握するにはデータ量が手ごろであり、地球規模の植生モニタリングにも利用されている。

しかし、この衛星は気象観測用であるため、必ずしも火災の把握に最適なセンサーを持っていない。例えば、熱チャンネルは50度以上では温度の違いを識別できない。そのため、800度以上の激しい火災の場合は100平方メートル燃えれば、ノアデータで火災と判定されることになるし、広い裸地が暖められた場合でも、地表温度が50度を超えると火災と誤判定されることになる。

それでもノア衛星が森林火災の諸問題に使われているのは、次のような利点があるからである。

(1)**高周期性**：衛星2台で毎日観測しているため、同じところは昼2回、夜2回観測できる。また、昼間の1週間分の合成画像や10日間合成画像がルーチン的に作られており、雲を取り除いた画像が容易に入手できる。また、1980年代初頭からのデータ蓄積があり、経年的な変化を知ることができる。

(2)**植生指数変換**：可視と近赤外チャンネルの組み合わせで作られる植生指数によって、植生のうっ閉度や植生の季節変化なども観測できる。ただし、煙、大気中の水蒸気、エアロゾルなどの影響を受けやすいため、適切な画像の蓄積も必要となる。

(3)**熱センサー**：地上被覆物の温度観測が可能なため、対象物の温度変化によって常緑樹林から落葉樹林への変化など、植生劣化の判定にも利用できる。

(4)**分解能**：ノア衛星のオリジナル分解能（1キロメートル）が広域の観測に適している。

(5)**受信局の増加**：世界中に受信局が設置されてきたため、地球規模でのデータ蓄積が進んでいる。また、パソコン制御による可搬式の地上受信局が利用できる。

このようなノア衛星で観測される「温度の高い地点」は、必ずしも火災発生地とは限らないことから「ホットスポット」と呼ばれている。複数の熱チャンネルデータの分析によって、ある程度誤判別を除去したものを成果品とし、このホットスポットの数を火災の数と見なしている。しかし、前述した理由で被災面積は直接計測できないため、火入れ面積の推定など通常の活動によるものは、対象地域での平均的な火入れ面積を乗じて推定している。人間のコントロールを越えた火災の場合は、ノア衛星による被災面積の推定は困難で、過大に推定される傾向がある。被災後を高分解能衛星で確認することも考えられるが、火災が終了して雨季になると雲に覆われて見えなくなってしまうため、実用化されていない。そこで現在は、煙、雲、雨などを透過して陸の様子を観測できる合成開口レーダーの利用が検討されている。

森林火災早期発見システム

国際協力事業団がインドネシアで1996年から行っている「森林火災予防計画プロジェクト」は、森林火災の予防に重点を置いており、火の取り扱いの啓蒙活動がなされている。また、初期消火訓練も住民を対象に行われているが、初期消火のための情報として、衛星による火災の早期発見が求められている。筆者らは、夜のノア衛星によるホットスポットと朝のひまわり衛星の画像を組み合わせて、火災地発見と風向きおよび煙発生量の確認を毎朝行えるシステムを開発した。

また現場における消火活動に利用する図面作成のために、ランドサット画像上に道路や河川、森林管理単位、行政界などの状況を載せた衛星地図に、火災地点（ホットスポット）を短時間にマーキングできる実用的なシステムを考案し、稼働させた（図1）。このシステムを用いることで、現地事務所にはパソコンとカラープリンター、電子メイルの設備（電話）さえあれば毎朝、最新の火災情報が入手できることになった。

森林分野における衛星データの実用化が、インドネシアの森林火災早期発見から始まったと言って良いであろう。昨年9月にこのシステムはできたが、大火災への対応には間に合わなかった。今後、大規模森林火災発生を防ぐ効果をあげるためには、発生した個々の火災の危険性を予測するモデルの導入が急がれる。

●表1　衛星リモートセンシングに期待されている事項

1. **火災発生地点の分布**
   - 火災発生地点
   - 火災発生密度、箇所数
   - 火災地点の分布パターン
2. **火災の状況**
   - 火災の強さ（温度）
   - 延焼地点
3. **時間的特性**
   - 延焼の空間的な広がり方
   - 火災発生の季節性
   - 植生の回復過程
4. **植生**
   - 植生型とバイオマス
   - 植生の季節変化
   - 林床の可燃物堆積量
5. **土地利用形態**
   - 被覆物と土地利用
   - 土地利用の変化
6. **インパクト／影響**
   - 火災の影響した範囲
   - 煙の量
   - 煙害の進行

センターの活動

「熱帯林業」編集委員会を開催

「熱帯林業」編集委員会を8月7日開催し、次号43号の掲載原稿の最終検討と確定、ならびに次々号44号の構成や掲載原稿案の検討を行いました。

ケニア森林局長が来訪

ケニア国森林局長のキプレコ博士が8月12日、当センターを訪問され、山口専務他と意見交換をされました。国際協力事業団の受入研修で来日中の同局長は、歓談のなか、ケニアの森林の現状や課題を説明し、今後の当センターからの協力を期待する旨を表明されました。

熱帯環境植物館でパネル展示

板橋区立熱帯環境植物館で9月19、20日の両日、開館記念として「ジャングルフェスタ98」が開催され、当センターが作成した「海の森マングローブ」と「地球温暖化と森林」のパネルが展示されました。

この熱帯環境植物館は、マレーシアのペナン市の協力を受けて開館されたもので、当日はマレーシア紹介などの催しが行われ、2日間で2000人の区民が訪れました。

「富士通の森」現地式典

タイ国ケンクラチャン国立公園内に、富士通、タイ国王室林野局(RFD)、国際緑化推進センターが協力して造成中の「富士通の森」の現地式典が、9月19日に開催されました。式典には、王室林野局長官、関澤富士通会長、国際緑化推進センター関係者、地元関係者ら多数が参加して盛大に執り行われました。

その他の情報

「植栽木のシカ害に関する国際シンポジウム」報告書を頒布

昨年12月に国際緑化推進センターの主催により開催された「植栽木のシカ害に関する国際シンポジウム」の報告書『野生動物と共存する林業』が、このほどハイトカルチャ研究会から編集・発行されました(カラー版、英文原文掲載、B5判100頁)。頒布価格(消費税・送料込み)は、1部2000円、2部3500円、3部以上は1部1500円ずつ加算。切手または現金封筒で。お申込み、お問合せ先は以下のとおりです。

★ハイトカルチャ研究会
〒598-0022 大阪府泉佐野市土丸1912
電話 0724-68-0776
FAX 0724-67-1724

基金へのご協力

次の方々からご寄付いただきました。寄せられました浄財は熱帯地域の森林造成に役立ててまいります。

◆賛助会員の鈴木智恵様より2万円のご寄付
◆㈱彩か代表取締役大高雅之様より20万円のご寄付
◆弘中義夫様よりご母堂様のご供養として30万円のご寄付
◆匿名の方より1万1千円のご寄付

熱帯林造成技術研修を実施します

㈶国際緑化推進センターでは、毎年実施しております熱帯林造成技術研修について、本年度は次の内容で実施します。

★日　程：平成11年2月6日(土)～2月12日(金)
★会　場：オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区)
＜全員泊まり込みの研修です＞
★対　象：日本国内の林業NGOのメンバー、青年海外協力隊派遣予定者、海外の緑化活動に参加を予定されている方々で、研修開始日に満60歳未満の方。
★内　容：熱帯の植生や育苗、造林など森林造成技術向上のための講義、海外での植林活動の推進のための情報交換など

詳細については、次号でご案内します。

熱帯早成樹造林木の利用可能性についての報告会のお知らせ

熱帯地域における森林造成には、主としてアカシア類やユーカリ類等の早成樹種が植栽されてきました。これらの早成樹種はそろそろ伐期を迎えようとしていますが、これら樹種の用途としては、今のところ、主として薪炭材やパルプ用材が考えられています。熱帯地域を中心に森林資源の減少が急速に進んでいるなかで、これらの造林木を単に薪炭材やパルプ材としてのみ利用するのでなく、もっと付加価値のある利用方法を考えていくことは、森林資源の有効利用と開発途上国の再造林資金の確保の上からも重要な課題となっています。

国際緑化推進センターでは、林野庁の補助事業として平成6年度より「熱帯造林木利用技術開発等調査事業」を実施し、マレーシア、インドネシア等の早成樹造林木について、その利用可能性とそれに伴う施業技術のあり方を明らかにすべく調査を行ってきました。

この度、その調査の成果がまとまりましたので、広く皆様に公表するため、次のとおり報告会を開催することに致しました。多数のご参加を歓迎しますので、以下によりお申し込みください。

●日　時：平成11年2月15日(月)　13時30分～17時

●場　所：ホテルエドモント
〒102-8130　東京都千代田区飯田橋3丁目10番8号
TEL：03－3237－1111

●報告の内容：アカシア・マンギウム、モルッカネム、メリナ、カメレレ等の熱帯造林木の材質評価および利用可能性の調査結果と、それに伴う森林施業のあり方についての提言
＜報告は、日本語で行います＞

●参加費：無料

●申込み方法：平成11年1月4日～30日の間に、住所、氏名、職業および勤務先(学生の方は大学名)を明記の上、FAXまたはハガキにてお申し込みください。定員100名で受付を終了させていただきます。

●申込み先：国際緑化推進センター
〒112-0004　東京都文京区後楽1－7－12　林友ビル3階
TEL：03-5689-3450　FAX：03-5689-3360
(担当：大崎／岩田)

主催　㈶国際緑化推進センター

緑の地球
第8巻第5号（隔月発行）
平成10年9月30日発行
編集／緑の地球編集委員会　〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12林友ビル3階
発行／(財)国際緑化推進センター　電話03(5689)3450　FAX03(5689)3360

国際緑化推進にご参加ください

個人、法人の賛助会員を募ります

かけがえのない地球を「緑豊かな地球」として未来に引き継いでいく――私どもの活動に積極的にご参加ください。

◆会　費：個人　1口　10,000円（毎年度）
　　法人　1口　100,000円（毎年度）

◆資　格：個人、法人、法人以外の団体および地方公共団体

◆会員へのサービス：
会員は、国際林業協力を推進するための情報提供、当センターが発行する出版物、および各種のサービスを受けることができます。

◆入会のお申込み先
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12林友ビル
財団法人 国際緑化推進センター
電話／03-5689-3450　FAX／03-5689-3360

◆会費ご送金の方法
下記の銀行口座へお振込みください。
東京三菱銀行 春日町支店／普通口座 0496575
(財)国際緑化推進センター
理事長　秋山　智英

熱帯林は毎年1540万ヘクタールも減少しています。いま、世界中の人たちが力を合わせ、熱帯林の保全と造成に取り組むことが緊急に必要です。

財団法人国際緑化推進センターは、「熱帯林が提供する豊かな効用を未来にわたり持続的に享受していこう」との理念のもとに、熱帯林の保全・造成をはじめ国際緑化推進のため次のような事業に取り組んでいます。

- ●これからの国際林業協力を担う人材の育成と確保
- ●海外の森林、林業などに関する技術・情報の収集・提供
- ●NGO・民間団体などが行なう国際林業協力活動に対する支援
- ●国際緑化に関する普及啓発および国際林業に携わる人たちの交流活動の推進
- ●海外での植樹活動についてのご相談、ご協力

これら国際緑化推進センターの事業へ、国民の皆様、民間団体、企業などのご協力をお願いしています。

財団法人
国際緑化推進センター
〒112-0004　東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル
電話：03-5689-3450　ＦＡＸ：03-5689-3360